



## 施設利用案内

### ■ 利用時間

午前9時から午後9時30分（午前・午後・夜間の区分利用）  
\*利用時間には、準備と後片付けの時間を含みます。

### ■ 休館日

- 毎週火曜日 \*ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日。
- 12月29日～翌年の1月3日
- 楽習館の設備点検及び消毒等により、臨時に休館することがあります。

### ■ 利用期間

施設を引き続いて利用することができる期間は次のとおりです。

- 展示コーナー……6日
- 多目的ホール、陶芸室、工作室及び絵画室……5日
- 軽運動室、映像ホール、音楽室、和室及びセミナー室……3日

### ■ 利用方法

楽習館窓口で利用申請を行うとともに使用料を納入してください。  
埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム「まんまるよく」登録者は、インターネットや電話で申請を行うことができます（使用料口座引落）。  
●納入された使用料は、八潮市の条例に定める場合を除き還付しません。  
●利用可能施設・使用料は裏面の通りです。

### ■ 利用申請期間

使用する日が属する月の3か月前の  
1～10日：利用施設の抽選申請  
12～18日：当選者の確定・辞退申請  
19日～使用前日まで：空き施設利用申請

※抽選申請は埼玉県東南部の5市1町に在住・在学・在勤の方のみ可



### ■ 利用申請受付時間

- 1) 楽習館窓口：休館日を除く9時～17時
- 2) 「まんまるよく」：24時間365日  
※事前に金融機関・施設での登録が必要です。

まんまるよく 検索

インターネット用URL <https://www.manmaruyoyaku2.jp>

携帯電話用URL <https://mobile.manmaruyoyaku2.jp>

電話 048 (920) 0489 (要サービスコード)

※どなたでも上記URLから空き状況が確認できます。

### ■ 利用内容の変更、取消

許可事項を変更したいときは、速やかに利用許可変更・取消申請書を提出して下さい。

### ■ 利用権の譲渡等の禁止

利用の許可を受けた方は、利用の権利を他に譲渡し、または転貸することはできません。

### ■ 関係官庁等への届出

催し物の内容によっては、次の関係官庁等への届出が必要になります。事前にお確かめのうえ必要な手続きを行ってください。

- 草加警察署 草加市花栗三丁目2-23  
TEL.048 (943) 0110
- 八潮市消防本部 八潮市鶴ヶ曾根1185  
TEL.048 (996) 0134
- JASRAC（日本音楽著作権協会）  
さいたま市大宮区宮町2-35 大宮MTビル9F  
TEL.048 (643) 5461

### ■ 利用が終わったとき

- 施設の利用が終わったときは、簡単な清掃と原状回復をお願いします。
- 発生したゴミは原則として持ち帰っていただきます。その他職員の指示に従ってください。なお、施設・設備等に損害を与えた場合、賠償していただくことがあります。